

**第1条（約款の趣旨）**

株式会社京葉銀行（以下「当行」といいます。）は両替機利用カード（以下「両替カード」といいます。）をこの約款にしたがって取り扱うものとし、当行から両替カードの貸与を受けた方（以下「お客様」といいます。）はこの約款によりお取引をしていただきます。

**第2条（両替カードの貸与）**

- ①両替カードの貸与を希望される方は、当行が定める方法により、両替カードの貸与を受けることができます。
- ②両替カードは、両替機を利用するために必要なコード情報等のみを有し、金銭残高は一切保有せず、金銭に代わるものではありません。
- ③両替カードは、お一人様（法人、団体含む）1枚のみ発行いたします。

**第3条（手数料入金）**

- ①両替カードをお持ちのお客様は、両替カードを貸与した取扱店（以下「当店」といいます。）で、当行の定める方法により両替手数料の前払いを行い、両替手数料として当行の自動両替機に記録すること（以下「手数料入金」といいます。）ができます。
- ②お客様が手数料を入金された際は、当店は領収書を当行の定める方法により発行します。

**第4条（両替カードが利用できる場合）**

- ①お客様は、両替カードを、当店の両替機を使用する際の両替手数料のお支払にご利用いただけます。  
この場合、当該両替カードの両替手数料の残高を減算いたします。
- ②両替カードは当店に限りご利用いただけます。

**第5条（両替手数料の残額の確認等）**

両替カードの手数料の残額は、当店の両替機をご利用の際に表示しますので、ご確認ください。

**第6条（両替カードがご利用できない場合）**

両替カードの破損、両替機の故障、停電等により、当店の両替機で両替カードの手数料の残額を読み取ることができないときは両替カードをご利用いただけませんので、ご了承ください。

**第7条（両替カードが破損等の場合）**

- ①両替カードの外観上は破損がないが、磁気ストライプの読み取りができない場合には、お客様は、当行が定める方法で両替カードを提出いただくことにより、両替カードの再貸与を受けることができます。
- ②両替カードを破損した場合には、お客様は、当行が定める方法で両替カードを提出いただくことにより、両替カードの再貸与を受けることができます。
- ③再貸与する両替カードの図柄について、従前の両替カードと異なる場合がありますのでご了承ください。

**第8条（両替カードの盗難、紛失の場合）**

- ①両替カードを盗難または紛失された場合等には、直ちにその旨を当行が定める方法でお届けください。
- ②引き続き当店の両替機をご利用の場合は、当行所定の手数料をご負担いただいたうえ、再発行を受けることができます。

**第9条（換金の原則禁止）**

- ①両替手数料の残額は、この約款に特段の定めがある場合を除き、現金との引換えはできません。
- ②お客様の事情により両替カードのご利用が著しく困難になったと認められる場合または当行の都合により両替カードの利用を停止する場合には、前項の定めにかかわらず、お客様は当行が定める方法で両替カードをご提出いただくことにより、両替手数料の残額の払戻しを受けることができます。

**第10条（規定の変更）**

- ①この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- ②前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

**第11条（譲渡・転貸・質入の禁止）**

両替カードは他人に譲渡または転貸、質入することはできません。

**第12条（解約・契約解除）**

- ①ご解約の際は、当行の定める方法により、両替カードを添えお届けください。
- ②当約款に反するご利用をされた場合、ご契約を解除させていただくこともございますので、予めご承知おきください。